

## 樋口太郎くんのライフプラン

太郎くんは、家族が安心して暮らせるために必要な生命保険について、ファイナンシャルプランナー（FP）さんに相談することにしました。

## 第5回「太郎くん、病気・事故への対策を相談する」の巻

太郎くん 「前回、生命保険について相談させていただきました。その中でも医療保険をどのくらい考えておけばよいのか教えてください。今まで入院したこともなく、健康なので考えづらいところです。」

FP 「そうですね。医療保険の考え方は様々だと思いますが、どのくらいの費用がかかるかをお話ししましょう。」

太郎くん 「はい、病気も事故も経験がないので費用も検討が付きません。」

FP 「まず、事故についてですが一番に考えられる車での事故です。自動車保険から死亡・入院・通院・治療などの給付金でかなり補えるようです。車以外の事故でも、仕事での事故は会社で保障が準備されているはず。 (\* 会社の加入制度によります) その他の生活事故が心配であれば、傷害保険などで備えることもできますが、病気の治療費はかかるケースが多いので、検討ください。大人より子供の方が、ケガでの入院・通院は頻度が高いのですが、子供には市の医療費補助が大きいので、自己負担は少ないでしょう。」

太郎くん 「なるほど、よほどのケースでない限り大丈夫そうですね。それより病気の方が費用は気になります」

FP 「病気に対しての費用は、入院費・治療費（手術なども含む）が主な費用ですね。治療費は病気によって様々ですので、この表（別表※1）を参考にしてみてください。」

太郎くん 「やっぱり、病気は費用がかかりますね」

FP 「ただし、入院期間については医療の発達のおかげで、かなり短期間で退院できるようになっています。平均35.6日となっていますが、がんなどの長期に及ぶ病気も含めていますので、実際にはもっと短期の入院ですむケースも多くなっています。（※2010年厚生労働省調査）」

別表※1

病名	入院日数	医療費(実際の負担額は3割)
胃がん	28日	約121万円(約36万円)
急性心筋梗塞	29日	約217万円(約65万円)
乳がん	20日	約81万円(約24万円)
脳梗塞	30日	約280万円(約84万円)
盲腸炎(急性虫垂炎)	7日	約44万円(約13万円)

※参考例ですので、医療機関や治療方法などによって異なります。  
※高額療養費制度が適用された場合、左記よりさらに自己負担額は少なくなります。

太郎くん 「そういえば医療保険も1回の入院が60日型か120日型かの選択でした。60日で十分なのかなあ。」

FP 「確かに、医療保険の費用を抑えるためには60日型ですね。一概に、それがオススメですとは言えないところで、そのあたりは「リスク許容範囲の違い」と言って、どのくらいのリスクまでを受け入れて考えるかは人によって異なります。太郎くん自身で選択してくださいね。」

太郎くん 「これだけの費用を負担するには、医療保険にしっかり加入するか、そのための預貯金をするか...」

FP 「医療費の預貯金とは、素晴らしいですね!確かに年配の方が、新しく医療保険に加入を検討される場合は、毎月2万円の保険料を支払うよりも医療費用の貯蓄と考えて2万円ずつ預貯金されることを提案させていただきます。ケースバイケースですね。ところで、「高額療養費」って聞かれたことありますか?」

太郎くん 「???聞いたことないです。先進医療とは違いますよね?」

FP 「先進医療は、前回お伝えしましたね。(最新の先進技術として厚生労働大臣から承認された医療行為のこと)

「高額療養費」とは、簡単に言いますと、負担した医療費の一部が市から支給されるというものです。  
(※1ヶ月間(同月内)に同一の医療機関でかかった費用を世帯単位で合算し、自己負担限度額を超えた分について支給される)

太郎くん 「それは、嬉しい制度ですね。どれくらいが還付されるのですか?」

FP 「この制度は、収入によって3つの計算方式に分かれています。収入が高ければ自己負担額も多くなります。それぞれ3段階の最低自己負担額が決まられており、それ以上かかった医療費を計算式によって支給される金額が算出されます。(※個室料金・テレビのプリペイドカード・先進技術部分など対象外とされる費用がありますので注)従来は、病院に支払った後で支給される仕組みでしたが、最近では高額療養費も引いた差額のみを、病院で支払うこともできるようになってきましたので、入院時に病院で確認されるとよいでしょう。  
(※詳細は市役所で聞くことができます。またはサイトで「高額療養費」と検索)

太郎くん 「なるほど!そんな制度があったなんて知りませんでした。頼りにしたい制度ですね。」

FP 「ただし、同月内を単位として計算しますので、月をまたいで入院されますとそれぞれの月が、自己負担額内で収まってしまい、還付されなかった!なんてケースもあります。入院日を決められる状態の病気であれば、同月内で入院~退院を検討されるのも一つの知恵ですね。この制度で思ったより費用がかからなかったという声も聞きます。」

太郎くん 「それは知っておきたい知識です! 医療保険の金額も悩んでいましたが、参考になりました。」